

[トップページ](#) > [区政情報](#) > [広報・報道](#) > [その他情報](#) > 特別定額給付金について

特別定額給付金について

更新日：2020年5月1日

特別定額給付金についてのお知らせ

1. 特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金事業が実施されることになりました。現在、品川区では、特別定額給付金の申請書をすべての世帯に発送するための準備を進めています。
[総務省特別定額給付金ポータルサイトはこちら](#)

給付額	1人につき10万円
給付要件	令和2年4月27日に品川区に住民登録のある方
受給権者（申請者）	品川区に住民登録のある方の属する世帯の世帯主
給付方法	世帯主の方の銀行口座への振り込み
申請方法	<p>給付には申請が必要です。 感染拡大防止のため、郵送申請、または、マイナンバーカードによるオンライン申請となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請 区からお送りする申請書に記入・押印いただいて、必要書類を同封して返送していただく方法です。 ・オンライン申請 マイナポータル上の申請画面から入力していただく方法です。 マイナポータルサイトはこちら マイナポータルよくある質問はこちら ※世帯主以外の方からの申請は無効になります。 <p>※感染症拡大防止のため、上記オンライン申請と郵送申請のみになります。 区役所では申請書受付窓口を設置していません。</p>

品川区のスケジュール（予定）

4月27日	基準日 登録世帯 228,413世帯 登録人口 406,158人
～ 4月30日	DV被害避難者事前申出期間
5月 1日	マイナンバーカードによるオンライン申請開始
5月 1日～ 8日	DV被害申出者、措置入所等障害者・高齢者、施設入所等児童等 全国統一の連絡調整期間
5月 9日	対象者（世帯主あて）の申請様式の作成開始
5月22日	発送手続き

オンライン申請は5月1日から受付開始、給付については郵送申請より早く行えます。
およそ23万世帯の申請様式の作成、印刷などを行いますので、5月22日頃から郵送を開始する予定です。

2. 特別定額給付金（仮称）コールセンター

特別定額給付金（仮称）に関するお問い合わせや相談に対応するためにコールセンターを設置しています。

総務省コールセンター	電話 0120-260020 時間 午前9時～午後6時30分（土、日、祝日を除く）
品川区コールセンター	電話 03-5742-7803 時間 午前9時～午後5時（土、日を除く） ※連休中の5月4日～6日は臨時で開設いたします。

3. 給付金を装った詐欺にご注意ください

品川区では、現在、特別定額給付金（仮称）に関して、区民の皆さまへの連絡や給付を行っていません。
ご自宅や職場などに品川区などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））などにご連絡ください。

4.その他

- ・視覚障害、高齢等により申請に支援が必要な方は、ご相談ください。
- ・国の通知により、無戸籍の方についても給付対象者となりますので、ご相談ください。
- ・配偶者からの暴力を理由とした避難をされている方はこちらのページをご参照ください。
- ・総務省のホームページはこちらからご参照ください。（別ウィンドウ表示）

お問い合わせ

福祉計画課

電話：03-5742-7803

FAX：03-5742-6797

[ページトップへ](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[このホームページについて](#)

[サイトマップ](#)

Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.

[トップページ](#) > [区政情報](#) > [広報・報道](#) > [その他情報](#) > [特別定額給付金 配偶者からの暴力を理由とした避難をされている皆様へ](#)

特別定額給付金 配偶者からの暴力を理由とした避難をされている皆様へ

更新日：2020年4月30日

特別定額給付金 配偶者からの暴力を理由とした避難をされている皆様へ

配偶者からの暴力を理由に、現在、品川区に避難している方で、事情により令和2年4月27日までに、品川区に住民票を移すことができない方は、

◎申し出期間中（令和2年4月24日から4月30日まで）に、品川区の特別定額給付金担当の福祉部福祉計画課窓口へ「申出書」を提出してください。

※「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。

※「申出書」は、福祉計画課の窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。

※令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできません。

◎「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書

・保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどがが必要です。

※令和2年4月27日以降に、品川区に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば確認がとれるため、

上の書類の必要はありません。

◎「申出書」に基づき、住民票のある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された品川区の住所等の情報は知らせません。

◎特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

以上の申出手続きをしていただくと

(1)世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

品川区に申請を行っていただきます。

(2)手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）から申請があっても給付しません。

詳細につきましては、お問合せください。

[総務省のホームページはこちら](#)

お問い合わせ

福祉計画課

電話：03-5742-6917

FAX：03-5742-6797

[ページトップへ](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[このホームページについて](#)

[サイトマップ](#)

Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.